

久留米市城島総合支所
電話交換機更新賃貸借設備仕様書

令和 5年 8月

久留米市

1. 一般事項

(1) 概 要

本件は久留米市城島総合支所の電話交換機の老朽化に伴い、電話交換機を新規更新するものであり、本仕様書は当該設備の仕様を定めるものである。

(2) 施工基準

本事業は、有線電気通信法、電気通信事業法に定める端末設備等規則に基づき入念かつ誠実に施工すること。

(3) 納入場所、施工場所

福岡県久留米市城島町檜津 7 4 3 - 2 城島総合支所

(4) 納期

本業務に係る納期限は令和 5 年 1 1 月 3 0 日とする。

(5) 施工範囲

施工範囲は、機器納入の他、機器の設計・製作から搬入・据付・調整（データ移行含む）・試験・運用開始までの一切の作業及び手続とする。

(6) 納入機器一覧

①城島総合支所

機器番号	機器名	数 量	備 考
1	電話交換機本体	1 式	
2	多機能電話機	3 台	表示付
3	集中受付装置	1 台	
4	L2 スイッチングハブ	1 台	AT-X230-10GT

※一般電話機については既設電話機 5 8 台を流用する。

②久留米市役所本庁舎

機器番号	機器名	数量	備考
1	32L パケットインターフェイスバンク パッケージ	1 枚	本庁既設 Discovery-neo へ増設
2	L2 スイッチングハブ	1 台	AT-X230-18GT

(7) 検査及び検収

本設備は受注者の行う竣工検査合格をもって検収とする。

(8) 保証

納入後1年以内に生じた故障で、明らかに設計及び製造不良によるものと認められる場合は、無償にて修理及び取り替えを受注者が行うものとする。

(9) その他

本事業の施工にあたっては、発注者と細部に渡り打ち合わせを行ない入念に施工するものとする。

2. 機器仕様

(1) 概要

本電話交換機は、主装置、電話機、他周辺装置により構成され、下記の通話を行うことを主な目的とする。

① 内線相互通話

支所内及び同一敷地内のげんき館・総合文化センター

② 内線と局線間通話

③ 下記の拠点と専用線を用いた内線通話を実現すること。

本庁/田主丸総合支所/北野総合支所/三瀨総合支所/環境部庁舎/
企業局/久留米市保健所/上津クリーンセンター/公園土木管理事務所/
自治労久留米

(2) 電話交換機本体

主装置

1. 電話交換機全体の制御機能を有することとし、またMDF端子板の再接続及び整理をおこなうこと。

2. 専用線

久留米市役所本庁舎との専用線を用いた内線通話・転送機能を有すること。

一部出先拠点とも内線通話及び転送機能を有すること。

本庁間についてはS I P接続による内線番号透過が出来ること。

NO	項 目	仕 様
1	交換方式	回線交換方式
1-1	制御方式	蓄積プログラム制御
1-2	通話路交換方式	時分割制御
1-3	処理能力	7HCS (100 秒に対する呼量)
1-4	処理装置	64bit デジタルシグナルプロセッサ、32bit マイクロプロセッサ
1-5	冷却方式	自然空冷
1-6	冗長方式	一重化
2	最大ポート数	128 ポート以上
3	停電保証時間	20 分以上
4	サービス機能	自動選局発信、MSA 発信、リダイヤル、ワンタッチダイヤル、発信番号通知、外線発信規制、夜間切替、DGL/MSA 着信、不在転送、内線代表、サービスクラス
5	遠隔保守機能	リモート機能

(3) 多機能電話機

オートダイヤルボタン(30 以上)、可変機能ボタン、ディスプレイ (漢字対応) を有すること。

NO	項 目	仕 様
1	機能ボタン	可変機能ボタンを有すること
2	オートダイヤルボタン	30 個以上
3	ディスプレイ	漢字表示が可能な事
4	電話帳登録	最大 10,000 件
5	発信/着信履歴	最大 10,000 件

(4) 集中受付装置

ラインキー(40 以上)を有すること。

NO	項 目	仕 様
----	-----	-----

1	オートダイヤル	72 個以上
---	---------	--------

3. 収容回線

回線構成は、下記実装数以上の容量を確保すること。

外線・内線	回線種別	実装数	備 考
外線	V o I P 外線	1 2 c h	NTT ひかり電話オフィス A ※直収すること
	V o I P 専用線	1 6 c h	S I P 専用線
内線	デジタル内線	8 回線	※4 回線使用
	アナログ内線	64 回線	※58 回線使用 (端末は既設利用)

4. 工事

(1) 据付工事

- ① 電話交換機本体、周辺機器等を設置し、各フロアでの多機能電話機の取替え工事を行うこと。
- ② 電話交換機に接続される配線は、原則既設配線流用とするが、張替・または新設が必要とされる場合は配線を行うこと。

(2) 撤去工事

既設の電話交換機本体、電源装置、周辺機器及び電話機等の撤去を行う。また、不用になった付帯装置及びケーブル類等も撤去すること。なお、撤去した部材については受注者の費用負担で、現リース業者と打ち合わせを行い指示された場所へ運搬すること。

(3) 調整

- ① 施工後は通信試験を行い、試験成績書を発注者へ提出するものとする。
- ② 機器設置・調整・切替に当たっては、業務に支障を与えないこと。
- ③ 施工にあたり、本庁及び拠点の電話交換機との通話試験は、本庁電話交換機保守業者で実施する事。又、その費用については受注者負担とする。

5. 一般事項

- (1) 本機器の受注者は、運用操作等について当職員への教育を実施する

こと。

- (2) 受注者は当該機器にかかる主々の事項について発注者と十分に協議し、技術支援を行うこと。
- (3) 受注者は契約後、速やかに発注者と詳細な協議を行うこと。
- (4) 受注者は本仕様書を遵守し適切な管理を行い、本仕様書に関して疑義が生じたときはその都度、発注者側と協議を行い決定していくこと。
- (5) 受注者は、改善の必要があると認められる事項が発生した場合は発注者と協議を行い決定していくこと。
- (6) その他詳細については、発注者の承諾を得るものとする。

6. 部品等の補給体制

- (1) 本装置にかかる部品等については、製造終了後、最低7年間の補給体制を確保すること。また、本装置にかかる保守および備品の補給については、迅速かつ的確な対応を確保すること。
- (2) 交換部品の確保できない場合は同等機能を持つ代替品を提案できる体制であること。

7. 契約不適合責任

- (1) 本機器納入後1年以内に契約不適合が発見された場合は、発注者が別途通知する期間内に補修、改修、又は交換等所要の措置を講ずること。この場合における補修等に要する費用は全て受注者の負担とする。

8. 保守

(1) 概要

- ①月1回の定期点検を含む保守を行うこと。
- ②軽微な故障及び部材については、保守費に含むものとする。
ただし、修理が困難と判断された I/F パッケージ・機器については、甲乙協議の上対応を行う。

(2) 保守内容

24時間365日受付とし、平日9時～17時30分までの駆付け対応とする。

緊急の障害時に、確実に障害復旧の対応ができる技術院が到着する所要時間を概ね90分以内とする。

また、外部よりリモートメンテナンスが可能で、データ変更・障害情報の収集並びに必要なに応じ交換機障害発生時に保守業者（会社）でもシステムが把握できること。

保守の詳細については、協議の上決定する。

9. その他

この他に問題が生じた場合は、発注者と受注者がその都度、協議を行い決定していくものとする。